

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業

特定事業選定

令和5年2月

岡山県西部衛生施設組合

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業

特定事業の選定について

3市2町（岡山県笠岡市，井原市，浅口市，矢掛町及び里庄町，以下「組合市町」という。）で構成する岡山県西部衛生施設組合（以下「組合」という。）は，令和4年11月21日に，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定に準じ，広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業に関する実施方針を公表した。この度，PFI法第7条の規定により，広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業を特定事業として選定したので，PFI法第11条第1項の規定に準じ，特定事業選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和5年2月27日

岡山県西部衛生施設組合

管理者 笠岡市長 小林 嘉文

1 事業の概要

(1) 事業名称

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の管理者

岡山県西部衛生施設組合 管理者 笠岡市長 小林 嘉文

(3) 事業内容

本事業においては、実施方針の公表にて示したとおり、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が以下の業務を実施するものとする。

ア 本事業の統括管理に関する業務

イ 広域連携拠点施設（以下「本施設」という。）の施設整備（設計、建設及び工事監理）に関する業務

ウ 本施設の開業準備に関する業務

エ 本施設の維持管理に関する業務

オ 本施設の運営に関する業務

(4) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に準じ、本施設の管理者である組合が、事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、設計及び建設等の業務を行い、事業契約に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を行う設計・建設・維持管理・運営業務一括発注方式（DBO 方式）により実施する。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 28 年 3 月 31 日までとする。

(6) 公共施設等の立地条件及び規模

ア 事業用地：岡山県浅口郡里庄町大字新庄 地内

イ 敷地面積：計画対象① 約 4,500 m²

計画対象② 約 1,300 m²

2 事業の評価

組合の財政負担見込額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 組合の財政負担見込額による定量的評価

ア 組合の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を組合が自ら実施する場合及び DBO 事業として実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。なお、これらの前提条件は組合が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

また、組合から事業者へのサービスの対価は、事業者が実施する本施設の設計及び建設等の業務に係るサービスの対価と本施設利用者から得る収入によって回収できない維持管理費及び運営費相当から成る。

表 財政負担見込額算定の前提条件

	組合が自ら実施する場合	DBO 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備費用（調査・設計費，建設工事費，什器・備品の調達・設置費，工事監理費等） ② 開業準備費用 ③ 維持管理及び運営費用 ④ 地方債の償還に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ① サービスの対価（調査・設計費，建設工事費，什器・備品の調達・設置費，工事監理費，開業準備費，維持管理費及び運営費，統括管理費，本事業を実施する株式会社の設立経費等） ② アドバイザー費用 ③ モニタリング費用 ④ 地方債の償還に要する費用
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業期間：約21年9か月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計及び建設工事期間：約2年5か月 ・ 維持管理期間：約19年4か月 ・ 運営期間：約19年3か月 ② 割引率：1.23% ③ インフレ率：考慮しない 	
事業収入	利用料金収入を見込む	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間 20 年（元本据置 3 年） ・ 元利均等償還（年 2 回） ・ 調達金利は，組合市町の起債条件に基づき設定 ② 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方債 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合が自ら実施する場合と同一条件 ② 一般財源
設計，建設及び工事監理に関する費用	想定する施設計画に基づき，同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	組合が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が可能となるものとして設定
開業準備に関する費用	同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	組合が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が可能となるものとして設定
維持管理及び運営に関する費用	同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	組合が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が可能となるものとして設定

イ 財政負担見込額の比較

上記前提条件に基づき、組合が自ら実施する場合及び DBO 事業として実施する場合の組合の財政負担見込額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなり、DBO 事業として実施することにより、約 4 千 1 百万円 (1.6%) の財政負担額の削減が見込まれる。

	組合が自ら実施する場合	DBO 事業として実施する場合
財政負担見込額 (現在価値)	2,592 百万円	2,551 百万円
指数	100.0	98.4%

(2) DBO 事業として実施することの定性的評価

ア 効率的な設計、建設、維持管理及び運営の実施

本施設の設計、建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力等が最大限に発揮される。

特に本事業では、DBO 事業の事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄う事業（いわゆる「ジョイント・ベンチャー型」）であること、及び自主事業を実施することにより、本施設のより一層の利用促進や効率的な維持管理及び運営業務の実施等の相乗効果が図られることが期待できる。

イ 施設利用者に対する公共サービスの向上

事業者が持つ経営理念から生まれるアイデア、自由な発想、コスト低減及び施設の魅力等を十分に引き出し、施設利用者の視点に立ち施設利用者の満足度を得るための販売戦略、PR 戦略、利用者ニーズに対する迅速な対応等が図られると考えられる。このことにより、公共サービスの向上及び集客力の向上が期待できる。特に、本施設の運営業務及び自主事業において、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力等により、より一層の効果的な事業の実施が期待できる。

ウ リスク分担の明確化による安定した事業実施

DBO 事業として実施する場合、施設整備のための設計、建設等におけるリスク、維持管理及び運営におけるリスク等、想定可能なリスクについて、事業者と分担することが可能である。

組合と事業者との間で、設計、建設、開業準備、維持管理及び運営に係る役割分担の設定や管理体制の整備を適切に行うことにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時において適切かつ迅速に対応することが可能となり、安定的かつ効率的な事業実施が期待できる。

(3) 総合評価

本事業を DBO 事業として実施することにより、組合が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、約 1.4%の削減（リスク調整額を除く。）が見込まれ、さらに、公共サービスの水準の向上及び事業の安定化も期待できる。

なお、組合から事業者に移転するリスク等を勘案すると、さらなる VFM (Value For Money) の拡大が見込まれる。

以上により、本事業を DBO 事業として実施することが適当であると認められることから、PFI 法第 7 条の規定に準じ特定事業として選定する。